

## キッチンカー導入事業委託業務仕様書

この仕様書は、丹波山村「以下「甲」という。」がキッチンカーを導入する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定めたものである。

## 1 委託事業名

丹波山村キッチンカー導入事業委託業務

## 2 目的

平時は、村内外で丹波山村の食材を活用した飲食物の販売を行い、発災時は速やかに村内の被災箇所へ炊き出し支援を行うことができる「キッチンカー」を導入する。

## 3 契約期間

委託契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

## 4 委託する業務の内容

甲が、乙に委託する業務の内容は、製作仕様書及び設計書（図面含む）の作成、ベース車体の選定及び調達、車両に搭載する設備の選定及び調達、車両の架装及び設備搭載のための改造・加工、外装デザイン及び施工等、車両製作一式とし、詳細は次のとおりとする。

なお、乙は、業務の実施にあたっては、道路運送車両法、商品衛生法、消防法その他車両の運行や車両の利用に関する関係法令を考慮するとともに、甲の指示事項を遵守し、誠意をもって適切に遂行するものとする。

## (1) 品名及び数量

I. 品名 キッチンカー

II. 数量 1 台

III. 形状 バンボディトラック、キッチンカー

IV. 基本ボディ 1～4 トンクラス（全長 8 m 未満）を基本とする。

V. 車両総重量 8 トン未満（特注架装後）

VI. 変速方式 AT・MT問わない

VII. 駆動方式 4WD が望ましい

VIII. その他 新車・中古車、キッチン筐体の新旧は問わないが、新車・新設備が望ましい

## (2) 車両に搭載する機能・設備

以下のとおりとする。

## I. キッチン機能・設備

- ・大量調理に対応できる火力設備や保冷設備を搭載すること。
- ・大容量の清水給水タンク、排水タンクを搭載すること。
- ・2 人程度が同時作業可能な広い作業スペースを確保すること。

- ・全国の保健所での営業許可取得に対応できる構造とすること。
- ・搭載設備等は、原則未使用のものに限る。

## II. その他の機能・設備

- ・走行時の搭載設備へ影響を及ぼす振動等が軽減される構造とすること。
- ・展開時に搭載設備一式の稼働に加えて余力電力（2,000ワット以上）が使用できる十分な発電性能を有した発言気を搭載すること。
- ・ナビゲーションシステム、バックカメラ、ETCユニット等、安全運航に必要な補助装置を備え付けること。
- ・効率的かつ衛生的に試食提供ができる構造とすること。
- ・走行時及び展開時ともに安全を考慮した構造であること。
- ・納車後に清掃、点検、修理等のメンテナンスが容易に行える構造とすること。
- ・少人数で設置・展開できる構造とすること。

## 5 委託事業経費

### (1) 対象となる経費

- ア 本業務の実施に必要な人件費、旅費、需用費、役務費、備品費（ベース車体及び車両に搭載する設備）などの経費
- イ その他本業務を実施するために必要と認められる経費
- ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること

### (2) 対象とならない経費

- ア 車両に搭載しない設備を取得するための経費
- イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
- ウ その他、本業務との関連が認められない経費

## 6 納入の条件

- (1) 車両及び搭載設備の保証期間は、正常な使用状況下における故障については、乙は1年間の無償修理に応じるものとする。なお、別途メーカーの保証規定・保証期間がある場合はその内容・期間とすること。
- (2) 納入場所までの輸送費用及び輸送に関わる車両の保険費用等、納入に関わる一切の経費については、乙の負担とする。
- (3) 道路運送車両法第7条に規定する新車登録申請等の手続等は、乙が行うものとし、これに関わる経費は見積書に含めるものとする。ただし、自動車損害賠償責任保険料や自動車重量税等の法定費用及びリサイクル料は、別途甲が支払いを行う。

## 7 納入場所

丹波山村内の甲が指定する場所

## 8 納入期限

令和8年3月31日

※納入日は、担当者と協議の上、決定すること。

※上記、納入期限に関わらず可能な限り早期の納車に努めること。

## 9 成果品

### (1) 車両

乙は、本業務により作製した車両を納入すること。

### (2) 製作仕様書・設計書

乙は、契約後、製作仕様書・設計書を紙媒体で各 1 部及び電子データで提出すること。

### (3) 図面及び取扱説明書

乙は、納入期限までの間に次のうち必要となる図面等を紙媒体で各 1 部及び電子データで提出し、納入時に甲に対して取扱い等に関する説明を実施すること。

- ・ 図面及び取扱説明書
- ・ 車両全体図
- ・ 電気配線図
- ・ ガス配管図
- ・ 油圧機器関係図
- ・ 油圧機器取扱説明書
- ・ 搭載品取扱説明書
- ・ 付属品・予備品リスト
- ・ 点検修理依頼先一覧表
- ・ その他必要となる図面や説明書など

## 10 その他

仕様書の内容について疑義が生じた場合は、甲と乙との間で協議すること。